

愛媛県立都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>愛媛県立都市公園条例 昭和34年3月24日 条例第19号</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第3条 都市公園においては、次_____に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は次条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(公園施設の設置等の許可の申請書の記載事項)</p> <p>第8条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次_____に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(設計書等)</p> <p>第9条 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の規定により公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添えなければならない。</p> <p>(届出)</p> <p>第10条 次の各号の一に該当する場合においては、当該行為をした者は、すみやかにその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置若しくは変更又は公園施設以外の工作物その他の物件若しくは施設(以下「工作物等」という。)の設置若しくは変更に関する工事を完了したとき。</p>	<p>愛媛県立都市公園条例 昭和34年3月24日 条例第19号</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第3条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第2項、法第6条第1項若しくは第3項又は次条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(公園施設の設置等の許可の申請書の記載事項)</p> <p>第8条 法第5条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(設計書等)</p> <p>第9条 法第5条第2項又は法第6条第1項若しくは第3項の規定により公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添えなければならない。</p> <p>(届出)</p> <p>第10条 次の各号の一に該当する場合においては、当該行為をした者は、すみやかにその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 法第5条第2項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置若しくは変更又は公園施設以外の工作物その他の物件若しくは施設_____の設置若しくは変更に関する工事を完了したとき。</p>

新	旧
<p>(2)・(3) 省略</p> <p><u>(3)の2 法第26条第2項又は第4項の規定により、これらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。</u></p> <p>(4) 法第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。</p> <p>(5)・(6) 省略 (監督処分)</p> <p>第11条 省略 (<u>工作物等を保管した場合の公示事項</u>)</p> <p><u>第11条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量</u></p> <p>(2) <u>保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時</u></p> <p>(3) <u>当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項</u></p> <p>(<u>工作物等を保管した場合の公示の方法</u>)</p> <p><u>第11条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、県庁前の掲示板その他規則で定める場所に掲示すること。</u></p> <p>(2) <u>前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を愛媛県報に掲載すること。</u></p> <p>2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で</p>	<p>(2)・(3) 省略</p> <p>(4) 法第11条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。</p> <p>(5)・(6) 省略 (監督処分)</p> <p>第11条 省略</p>

新	旧
<p><u>定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるものとする。</u></p> <p><u>(保管した工作物等の価額の評価の方法)</u></p> <p><u>第11条の4 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。</u></p> <p><u>(保管した工作物等を売却する場合の手続)</u></p> <p><u>第11条の5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、保管した工作物等の売却の手続に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>(工作物等を返還する場合の手続)</u></p> <p><u>第11条の6 知事は、保管した工作物等(法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該工作物等の返還を受けべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。</u></p> <p><u>(使用料)</u></p> <p><u>第12条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表2に掲げる額の使用料又は同表に掲げる額の範囲内で知事が定める額の使用料を納付しなければならない。</u></p>	<p>(使用料)</p> <p>第12条 法第5条第2項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表2に掲げる額の使用料又は同表に掲げる額の範囲内で知事が定める額の使用料を納付しなければならない。</p>

新	旧
<p>2・3 省略 (公園予定区域及び予定公園施設についての準用) 第16条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。</p>	<p>2・3 省略 (公園予定地 及び予定公園施設についての準用) 第16条 第3条から前条までの規定は、法第23条第3項に規定する公園予定地 又は予定公園施設について準用する。</p>